

令和元年第2回（6月）大磯町議会定例会

# 議案第22号説明資料

令和元年5月28日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2

福祉課

## 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から第1段階の保険料の軽減をしていますが、令和元年10月に消費税率が10%へ上げられることから平成31年3月29日に介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正されたことに伴い、保険料基準額に対する第1段階、第2段階、第3段階の負担割合の軽減を強化するため、大磯町介護保険条例の一部を改正します。

### ○ 改正内容

#### 1 保険料の軽減

世帯全員が住民税非課税の世帯に属する第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料基準額に対する負担割合を改正し保険料を軽減します。

#### 【現行】

段階	基準額	負担割合	保険料
第1段階	68,400円	0.45 ※	30,780円
第2段階		0.75	51,300円
第3段階		0.75	51,300円

※ 第1段階の軽減前の負担割合は、「0.5」

#### 【改正案】

段階	基準額	負担割合	保険料	軽減額
第1段階	68,400円	0.375	25,650円	△5,130円
第2段階		0.625	42,750円	△8,550円
第3段階		0.725	49,590円	△1,710円

#### 2 施行日

施行は公布の日とします。

#### 3 経過措置

今回の改正は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、適用しません。

大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(13) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,650円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,650円</u>」とあるのは、「<u>42,750円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,650円</u>」とあるのは、「<u>49,590円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条～第13条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(13) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,780円</u>とする。</p> <p>第5条～第13条 省略</p> <p>別表 省略</p>